

○福岡県警察交通事故分析要綱の制定について（通達）

平成13年7月31日

福岡県警察本部内訓第43号

本部長

この度、福岡県警察交通事故分析要綱を次のとおり制定し、8月10日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、福岡県警察交通事故分析運営要綱の制定について（昭和41年福警通部内訓第4号）は、廃止する。

記

1 目的

この内訓は、交通事故を科学的かつ実証的に分析して、効果的な交通事故防止対策に資することを目的とする。

2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

（1） 交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

（2） 事故分析 次に掲げる分析をいう。

ア 統計的分析（交通事故統計情報（福岡県警察交通事故統計事務取扱要領の制定について（平成12年福岡県警察本部内訓第52号）3の規定により登録された交通事故統計情報をいう。3の（1）のイの（ウ）において同じ。）及び交通事故の分析に必要な資料により当事者別、路線別、時間別等の分析対象ごとに統計的に行う分析をいう。）

イ 事例的分析（死亡事故（交通事故に関与した者がその発生から24時間以内に死亡した事故をいう。）その他3の（1）の交通事故分析官が分析を必要と認める交通事故（5においてこれらを「交通死亡事故等」という。）の現場における調査その他必要な調査により、同種交通事故の再発防止の観点から個別に行う分析をいう。）

3 交通事故分析官等の指定及び任務

（1） 交通事故分析官の指定及び任務

ア 交通部交通企画課に交通事故分析官を置き、管理官（統計分析）をもって充てる。

イ 交通事故分析官の任務は、次に掲げる事項とする。

（ア） 個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的に検討を加えた調査及び事故分析

（イ） 事故分析に必要な分析システムを構築し、交通部各所属及び警察署並びに道路管理者その他の関係機関と横断的に連携して行う、効果的かつ総合的な交通事故防止

対策の立案及び交通事故情勢等の県民に対する情報発信に資する事故分析

(ウ) 交通事故統計情報の正確性及び斉一性を保持するための指導及び教養

(エ) 事故分析の手法の研究及び開発

(2) 交通事故分析補助官の指定及び任務

ア 交通部交通企画課に交通事故分析補助官を置き、課長補佐（統計分析担当）をもって充てる。

イ 交通事故分析補助官は、交通事故分析官を補佐するものとする。

(3) 交通事故分析員の指定及び任務

ア 交通部交通企画課に交通事故分析員を置き、統計分析係の職員をもって充てる。

イ 交通事故分析員の任務は、次に掲げる事項とする。

(ア) 交通事故分析官の命を受けて行う事故分析

(イ) 交通専務員（交通部及び警察署において交通部の分掌事務を所掌する課の職員をいう。）に対する事故分析に係る指導、教養等

(4) 所属分析担当者及び所属分析補助者の指定及び任務

ア 警察署及び交通部高速道路交通警察隊に所属分析担当者及び所属分析補助者を置き、それぞれ次表のとおりとする。

区分 所属	所属分析担当者	所属分析補助者
警察署	交通部交通企画課の分掌事務を所掌する課の長	交通部交通企画課の分掌事務を所掌する係の係長のうちから警察署長が指定する者
交通部高速道路交通警察隊	分駐隊長	小隊長のうちから隊長が指定する者

イ 所属分析担当者は、効果的な交通事故防止対策を推進するための資料の収集及び整備並びに事故分析に当たるものとする。

ウ 所属分析補助者は、所属分析担当者の指揮を受け、必要な資料の収集及び整備並びに事故分析に当たるものとする。

4 事故分析の結果の活用

事故分析の結果は、交通指導取締り、交通環境の整備促進、交通安全教育、交通安全広報啓発活動その他の各種施策の資料として活用するとともに関係機関、関係団体等に提供するものとする。

5 交通死亡事故等分析委員会の設置

交通死亡事故等の再発防止対策を推進するため、交通部に交通死亡事故等分析委員会を置き、その組織等については、別に定める。